

●令和4年度 監査テーマ 委託料に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第3 2. 監査の結果及び意見の概要

(2) 市長公室広報プロモーション課

令和3年度「広報ひらかた」配布業務委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
1	再委託の承諾について [報告書65ページ]	○本業務の仕様書には再委託を一般的に禁止する規定が置かれているが、実際には、受託者は年度当初から再委託を行っており、その承諾申請の手続きも遅れていたことは適切とはいえない。	広報プロモーション課	令和5年4月にマニュアルを作成し、速やかな手続きをとるよう課内において周知を図った。 また、仕様書の規定も修正を行い、令和5年について、適正に再委託についての手続きを行った。

令和3年度点字版広報作成委託・令和3年度録音版広報作成委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
2	個人情報の取扱いに係る作業従事者等の届出の遅延について [報告書68ページ]	○個人情報仕様書に基づく作業責任者等の届出及び誓約書の提出が業務着手後となっていたが、これらの書類については、業務の着手に先立ち提出を受ける必要がある。	広報プロモーション課	令和5年4月にマニュアルを作成し、契約関係書類については適正な時期に漏れなく提出を受けるよう課内において周知を図った。 令和5年度の個人情報仕様書に基づく作業責任者等の届出及び誓約書について、適切に提出を受けた。

枚方市ホームページCMS更新等業務委託、枚方市公式ウェブサイトデザインテンプレート及び定住促進サイト制作業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
3	仕様書の記載について [報告書73ページ]	○枚方市ホームページCMS更新等業務委託(以下「CMS委託」という。)の個人情報仕様書において、契約書(約款)の条文番号の記載が「〇〇条」と記載されている箇所があるが、正確に契約書の条文番号を記載しておく必要がある。	広報プロモーション課	令和5年4月にマニュアルを作成し、マニュアル内に条文番号の記載漏れについての記載も行い、課内において周知を図った。
4	履行確認の不備について [報告書74ページ]	○CMS委託の仕様書に記載された作業内容のうち、「JIS試験」が契約期間の終期である令和4年3月31日までに完了せず、令和4年6月27日に完了したとのことであった。 ○契約に含まれる作業内容についての確に進行管理を行い、適切な履行期間を設定するとともに、必要がある場合には、予算の繰越手続きを行った上で、適切な時期に完了検査を行うよう、留意された。	広報プロモーション課	委託契約にかかる作業については契約期間内に全ての業務が完了することを基本に、厳正な進行管理を行うとともに、監査結果を踏まえた適正な事務執行を行うよう、令和5年4月にマニュアルを作成し、適切な時期に完了検査を行うよう、課内において周知を図った。

(3) 総合政策部DX推進課(旧:ICT戦略課)

共通的事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
5	契約書における契約保証金の記載について [報告書81ページ]	○契約書の鑑において、契約保証金の免除の根拠号数(枚方市契約規則第43条第1項)を誤って記載している契約が見受けられたため、いずれの号に該当するか、慎重に判断し、適用する必要がある。	DX推進課	契約保証金の免除の適用については、枚方市契約規則の根拠号数を担当職員と管理職員でダブルチェックを行い、慎重に判断を行うよう徹底を図ることとした。
6	契約金額内訳書等の入手について [報告書81ページ]	○DX推進課においては、大半の契約において、約款の規定により受託者に対して提出を求めている書類のうち、契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求めている。 ○所定の約款を適用する契約については、規定に従って契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求める必要がある。	DX推進課	契約締結を行う際には、契約金額内訳書及び業務責任者等届の提出を求めるよう見直しを行う。

番号連携サーバ運用・保守委託及び無線アクセスポイント設置作業委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
7	再委託に係る申請書への日付記載と承諾通知について [報告書86ページ]	○受託者から提出された再委託承諾申請書に日付の記載がなかったり、書面による再委託の承諾が行われていなかったりするものが見受けられたため、受託者に対し、日付を記入するよう申し入れるとともに、再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。	DX推進課	次回、契約締結を行う際には、受託者に対し、再委託承諾申請書に日付を記入するよう申し入れるとともに、再委託承諾申請書が提出された場合は、直ちに供覧を行い、複数人で申請内容のチェックを行った後、問題がなければ速やかに承諾し、書面により通知を行うこととした。

光ファイバ保守委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
8	巡視点検に係る仕様書及び点検報告書の記載について [報告書88ページ]	○発注仕様書には、「年2回以上巡視点検を実施し、巡視点検報告書を提出すること」と記載されているだけで、時期及び点検の方法について記載がない。また、巡視点検報告書にも具体的な点検をいつ、どこで、どのように実施したかの記載がなく、提出日付の月日の欄も空欄となっている。 ○仕様書で点検報告書に点検場所、点検内容及び時期等を記載するよう求めるべきである。また、巡視点検報告書の提出日を記入するよう求めるべきである。	DX推進課	仕様書に巡視点検における点検項目、点検ポイントを追記した。巡視点検報告書についても、どの施設をいつ点検したかが分かるように様式を見直した。
9	再委託の承諾通知について [報告書88ページ]	○書面による再委託の承諾が行われていないが、再委託承諾申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承諾し、書面により通知すべきである。	DX推進課	再委託承認申請書が提出された場合は、申請内容を検討し、問題なければ速やかに承認し、書面により通知を行うよう見直しを行う。

(4) 市民生活部市民室

郵送請求対応業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
10	個人情報の取扱いに係る誓約書の記載について [報告書95ページ]	○個人情報の取扱いに係る誓約書には、会社名、所属及び氏名の記載が求められているが、契約期間の途中から従事することとなった1名の誓約書について、氏名の記載のみとなっていた。誓約書が適切に記載されていることを確認する必要がある。	市民課	個人情報の取扱いに係る誓約書の記載が不十分であった件について、委託事業者より、適切に記載された誓約書の提出を受けた。 また、令和4年度中より、委託事業者からの提出書類について、監督職員、総括監督職員で供覧し、ダブルチェックを行っている。

北部支所空調設備保守点検委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
11	提出書類の日付について [報告書98ページ]	○本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていたが、適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求める必要がある。	地域サービス課	委託業者に対し、工程表や着手届、報告書などの提出書類について、作成日付を記載するよう求めた。また、各提出書類が提出され次第、収受印を押印の上、職員間で速やかに供覧を行った。
12	再委託の承諾漏れについて [報告書98ページ]	○本業務において、事前の承諾なしに再委託が行われていたことが発覚した。 ○履行確認において、提出を受けた報告書等に記載された会社名を確認するとともに、再委託の事実が判明した際には、速やかに再委託承諾申請書を含め、再委託の内容に問題がないか確認することが必要である。	地域サービス課	各委託業務の契約締結に際し、委託先事業者から下請負の有無について確認を行い、該当がある場合は下請負(委任)承諾申請書の提出を求めた上で承諾書の交付を行った。令和5年度以降においても、業務報告書が提出された場合は、新たな再委託先事業者の記載がないか確認を行い、該当の事実が判明した場合は速やかに再申請を求める。

津田支所清掃委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
13	工程表の徴取について [報告書99ページ]	○約款において受託者は契約締結後すみやかに工程表を提出することになっているが、工程表が提出されていなかった。約款に提出を求める規定を置いている以上、提出書類の漏れがないか、確認する必要がある。	地域サービス課	約款に定める工程表など必要な書類の提出を受けた。 今後は、提出書類の漏れがないようチェックリストを作成し、担当職員と支所長でダブルチェックを行うなど確認を徹底し、再発防止に努める。
14	複数の請求書原本の存在について [報告書99ページ]	○本業務において、社印が押印された同じ請求書を3部受領しており、1部は日付が記入されており、2部は未記入となっていた。 ○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本1部のみとすべきである。	地域サービス課	提出書類一覧表の注意書きをもとにチェックリストを作成し、当該書類の提出受領後に、担当職員と支所長でダブルチェックを行うなど確認を徹底し、再発防止に努める。 なお、委託業者に対しても、注意書きのとおり、作成部数が複数枚となる書類を提出する場合、原本は1部のみとし、残りを原本の写しとすることを伝えた。

(5) 総務部総務管理室

共通の事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
15	複数の請求書原本の存在について [報告書103ページ]	○庁舎周辺施設等警備委託及び庁舎樹木剪定除草等管理委託において、社印が押印された同じ請求書を3部受領しており、1部は日付が記入されており、2部は未記入となっていた。 ○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本1部のみとすべきである。	総務管理課	請求書原本1部と写し1部の収受とした。委託業者に対しては、提出書類一覧表の注意書きのとおり、押印必要書類の提出は原本を1部とし、残りの書類については写しとすることを伝えた。また、提出一覧表をもとにチェックリストを作成し、当該書類の受領後に不備がないか、担当職員と他の職員にて確認を行い再発防止に努める。

庁舎清掃業務委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
16	特定個人情報の管理について [報告書104ページ]	○本業務の入札参加書類のうち、従事予定の者が枚方市内に居住していることの確認のため提出されたマイナンバーカードのコピーについて、個人番号がマスキングされていない状態で契約課に保管されていた。 ○入札参加書類の保管時に不必要な個人情報はマスキングすることや、本人確認に不必要な情報はマスキングされた状態で入手するといった運用が必要である。	契約課	本業務の入札参加書類については、直ちにマスキング処理を施した。 個人番号が記載された書類は、原則として提出を求めないこととし、個人番号が記載された書類の提出を求めるしない場合は、個人番号にマスキングを施すことを入札の実施要領に明記することとした。なお、従前、業務責任者の雇用関係を確認するための書類の提出を求めるに当たり、健康保険被保険者証については「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」にマスキングを施すこと、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書については「被保険者整理番号」及び「基礎年金番号」にマスキングを施すことを、入札の実施要領に明記している。
17	モニタリングの実効性の確保について [報告書104ページ]	○仕様書に記載されたモニタリングのうち、施設巡回・業務監視等について、随時実施しているとのことであったが、その証跡が残っていない。 ○モニタリングの実効性を確保し、委託業務の実施状況を的確に評価し、その実施結果の証跡を残すことで、今後の委託業務の仕様の検討に役立てていく必要がある。	総務管理課	モニタリングを令和5年7月・10月、令和6年1月・2月に行い、委託事業者から提出された各種報告書をもとに書類審査・施設巡回・業務監視等のモニタリングを行い、実施結果を記録した。
18	業務提案実施状況に対する自己評価の未実施について [報告書104ページ]	○本業務については、総合評価一般競争入札によっており、仕様書において業務提案実施状況に対する評価について記載しているが、受託者による自己評価及び総務管理課による評価が行われていない。 ○総合評価一般競争入札の対象となっている重要性を鑑み、速やかに仕様書に沿った評価の実施が求められる。	総務管理課	令和5年4月に委託事業者から前年度業務提案実施状況に対する自己評価の提出を受け、総務管理課による評価を7月に実施した。

庁舎樹木剪定除草等管理委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
19	提出書類の日付について [報告書106ページ]	○本業務で提出された提出書類の日付はいずれも空欄となっていたが、適時に提出・確認されているか確認し、不当な操作が行われないよう、提出書類には日付の記入を求める必要がある。	総務管理課	委託業者へは工程表や着手届、報告書などの提出書類の作成日付の記入を求めた。また、管理委託一覧表を作成し、提出書類に不備がないかのチェック項目を設け確認を行っている。

(6)健康福祉部福祉事務所障害企画課及び障害支援課(旧:障害福祉担当)

障がい者福祉システム運用保守委託他

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
20	再委託承諾申請の提出及び承諾について [報告書118ページ]	○障がい者福祉システムの令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託及び令和3年度税制改正による他課用賦課マスタ変更に伴う障害福祉システムの改修委託について、再委託の事実があるにもかかわらず、再委託承諾申請書が提出されておらず、承諾の決裁も存在していない。必ず、再委託の承諾を行う必要がある。	障害企画課	令和4年度分、障がい者福祉システムの改修委託等については、契約締結時に再委託の実施意向について確認を行い、再委託承諾申請書の提出を求めたうえで、承諾の決裁手続を遺漏なく行った。
21	誓約書(作業従事者用)の入手について [報告書118ページ]	○障がい者福祉システムの令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の対応に係る改修委託において、再委託先の従業員から個人情報保護に係る誓約書(作業従事者用)が入手されていない。 ○作業従事者の自覚を促す意味から、当該委託業務に従事する全ての従業員から誓約書を入手する必要がある。	障害企画課	令和4年度分の、障がい者福祉システムの改修委託等においては、再委託の確認を行った際には、再委託先の従業員から個人情報保護に係る誓約書(作業従事者用)を入手した。

(7)環境部循環型社会推進室東部資源循環センター(旧:施設管理室東部清掃工場担当)

広域廃棄物埋立処分場焼却灰処分委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
22	契約保証金の免除に係る決裁について [報告書125ページ]	○本業務は、大阪湾広域臨海環境整備センターの定める契約書の様式により契約を締結しており、契約書においては契約保証金に係る記載がなく、回議書においても契約保証金についての言及がないまま、契約保証金が免除されている。 ○契約保証金は徴収することが原則で、要件に該当すれば必ず免除されるという趣旨ではないことから、受託者からの申請に基づき、東部資源循環センターにおいて決裁を行った上で、契約保証金を免除することとすべきである。	東部資源循環センター	令和5年度の大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約締結における決裁にて、枚方市契約規則第43条第1項9号に該当するため契約保証金を免除する旨を記載した。

枚方市東部清掃工場溶融飛灰処分委託

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
23	契約書及び仕様書における提出書類の不備について [報告書127ページ]	○約款や仕様書に基づく提出書類について入手されていないものが見受けられたため、約款や仕様書で提出を求めているものについては入手するよう改め、入手する必要がないのであれば、実態に合わせ仕様書を変更する必要がある。	東部資源循環センター	令和4年度の受注者に対して未提出の書類を督促し、全ての提出書類を確認した。令和5年度の委託仕様書及び約款について再確認を行い、チェックリストを作成し、全ての提出物の提出確認ができるように改善を行った。
24	再委託の承諾について [報告書128ページ]	○受託者より提出された連絡体制図において業務代行として記載されている事業者について、契約書における契約当事者にはなっておらず、再委託の承諾の手続も実施されていないため、必要な手続を行うことが求められる。	東部資源循環センター	令和4年度の受注者に対して下請負(委任)承諾申請書の提出を指示し、提出を受けた。以後、全ての委託についても問題ないことを確認した。
25	委託料の支払方法について [報告書129ページ]	○枚方市は、処分業務を担う事業者、収集運搬業務を担う事業者のそれぞれと本業務に係る契約を締結しているが、令和元年度以前の同種の契約においては、「処分料、収集運搬料を一括して処分業務を担う事業者へ支払う」という覚書が存在していた。この覚書は、令和2年度以降の契約では存在しないこととなったが、契約課と東部資源循環センターの連携が十分でなかったため、東部資源循環センターでは、従来どおりの覚書が締結されているものと誤認し、処分業務を担う事業者へ処分料と収集運搬料を合算した金額を支払っていた。 ○処分業務を担う事業者は、収集運搬業務を担う事業者への支払を行っており、実質的な問題はないことが確認できたが、この支払方法は、契約書と合致していない。 ○令和4年度中に灰溶融炉が休止されることに伴い、当該委託業務は、令和4年度末をもって終了する。しかし、廃掃法の規制等により、今後、同様の契約形態が発生する場合には、契約手続等に与える影響に留意されたい。	東部資源循環センター	令和4年11月以降、契約書の記載に従い、処分料と収集運搬料をそれぞれの受注者に支払うよう手続を行った。 なお、溶融飛灰の処分業務については、令和4年度末で事業が終了した。 今後、同様の契約形態が発生した場合でも、契約書の記載どおりの手続を行う。

令和2年度枚方市東部清掃工場清掃業務委託(3年契約)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
26	清掃業務の実施確認及び仕様書への明記について [報告書131ページ]	○本業務は仕様書において日報や報告書の提出を求めておらず、清掃の実施を確認し得る証拠が残されていない。また、清掃の立会や検査も実施していないため、確認が何も行われていない状況である。 ○日報の提出、作業への立ち会い、清掃実施後の検査などにより、仕様書で求める日常清掃及び定期清掃がなされていることを確認すべきである。	東部資源循環センター	令和5年度の委託仕様書において報告書の様式を定め、4月分の日報・月報提出を確認し、定期清掃時には職員による全日立ち会いを実施済。

令和3年度枚方市東部清掃工場公害分析計保守点検委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
27	工程表における点検実施日の記載について [報告書133ページ]	○日常点検については、仕様書上2週間に一度実施することとされているが、契約締結後に提出された工程表上、実施日が月に1回分しか記載されていない。 ○実際には実施しており、工程表上、記載していないだけのことであったが、明確に記載しておくべきである。	東部資源循環センター	令和4年度の受注者に対して、工程表に日常点検が未実施との誤解が生じないように、点検実施日と点検実施内容が明記されたものを提出するよう伝え、提出を受けた。 受注者から書類の提出があった際は、担当職員で内容を確認し、職員間で速やかに供覧を行う。
28	現地作業報告書における点検種別の記載について [報告書134ページ]	○仕様書における点検項目を明確化した上で、点検業務終了後に提出される現地作業報告書を日常点検及び定期点検で実施した項目とその結果がわかるような様式に改めるべきである。	東部資源循環センター	令和5年度の委託仕様書において、点検実施項目の全てを明記し、現地作業報告書を点検種別ごとに区分けして、点検実施項目と点検種別が一致するように様式を変更した。

(8) 都市整備部施設整備室

共通の事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
29	再委託承諾申請書の提出漏れについて 〔報告書139ページ〕	○改修工事に係る実施設計委託業務において、アスベスト調査が含まれており、受託者は専門業者に再委託しているが、再委託承諾申請書が提出されないまま再委託により業務が実施されているものが見受けられた。 ○約款における再委託に関する条項においては、仕様書において指定した軽微な部分に関するものについて再委託承諾申請手続は不要とされているが、仕様書を確認しても、当該調査業務について軽微な部分として指定する記載はなく、本来的には再委託承諾手続が必要であったと考えられる。	建築課	公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)に準じて、軽微な部分に該当する業務内容を仕様書に記載した。 また、軽微な業務を第三者に委託する場合は、再委託承諾手続を不要とし、軽微な業務以外は、再委託承諾手続を必要とすることを仕様書に記載した。

学校空調設備保守点検業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
30	契約保証金免除条項について 〔報告書144ページ〕	○契約保証金を枚方市契約規則第43条第1項第2号(工事履行保証契約)により免除しているが、本来同項第1号(履行保証保険)による免除とすべきものが見受けられた。	契約課	あらかじめ落札者に契約保証の種類を確認の上、当該契約保証の種類に応じた免除条項を記載した契約書を準備しているが、実際に証書等の提出があった際に、再度、契約書記載内容と突合した上で交付することとした。

(9) 土木部みち・みどり室

共通の事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
31	再委託の承諾通知について 〔報告書150ページ〕	○みち・みどり室では再委託の申請に対する承諾を口頭により行っており、書面による承諾の通知が行われていなかったが、約款では、「指示及び協議の書面主義」についての規定が置かれており、再委託の承諾は書面により行う必要がある。	維持補修課 工事委託課	再委託の申請に対する承諾について、その他委託業務請負契約様式集(令和5年以降)様式-6再委託承諾申請書(申請用・承諾用)により書面で承諾を行った。
32	検査結果通知書の交付漏れについて 〔報告書150ページ〕	○委託業務の完了検査に係る審査結果について、書面による通知が行われていない契約が相当数見受けられたが、約款に基づき、検査結果についても、書面による通知を行う必要がある。	道路公園管理課 維持補修課 工事委託課	令和5年4月以降の委託業務完了次第、審査結果について、完了検査結果通知書を発行し通知を行った。

枚方市プレーパーク運営委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
33	契約書における契約保証金の記載誤りについて 〔報告書155ページ〕	○本契約においては、枚方市契約規則第43条第1項第8号を適用し、契約保証金を免除しているが、契約書の鑑には、「契約規則第43条第1項第6号により免除」と記載されているため、正しい免除事由を記載する必要がある。	道路公園管理課	令和5年度からの契約において、契約書の鑑に「契約規則第43条第1項第8号により免除」と明記した。今後も契約締結時には、担当職員及び管理職員において枚方市契約規則を確認する。
34	ひらかたプレーパーク実行委員会の履行確認について 〔報告書155ページ〕	○本業務の履行確認については、ひらかたプレーパーク実行委員会の会員名簿や規約は入手しているが、これまで、収支決算報告書は入手していなかった。また、みち・みどり室において検査調査や検査台帳は作成されていなかった。さらに、書面による検査結果通知書も受託者に交付していなかった。 ○みち・みどり室においては、今回の契約事務の不備について把握しているわけではなく、令和3年度から導入された内部統制のリスク評価においても特段の記載はなかったが、今後、関係所管課の意思疎通を円滑にして内部統制の運用に実効性が上がるように対応する必要がある。	道路公園管理課	収支決算報告書を手出し出来高内訳書の内容との整合性を確認した。また、検査調査、検査台帳、検査結果通知書を作成し書面により通知した。 内部統制のリスク評価の項目についても再確認を行い、今後も引き続き履行確認を適切に行っていく。

中部別館施設総合管理委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
35	履行確認の不備について 〔報告書158ページ〕	○本業務においては、①部分払における出来高検査をした書類がない、②再委託先の点検報告書についての受託者の確認状況が明示されていない、③仕様書に記載されたモニタリング手続の具体的な内容が定められていない、④業務別従事員について特段の確認をしていない、⑤不適合箇所への対応についてフォローアップされていないといった不備が認められたため、今後の改善方法を検討し、速やかに対応する必要がある。	維持補修課	以下の①～⑤の業務について令和6年度を通して、実施を確認できた。(措置・改善済:令和7年3月) ①モニタリングとして実施している定例会議において、作業ごとに報告資料等の確認を行い、適切な管理運営を行っている。 ②点検報告書に再委託事業者の履行確認欄を追加し、都度、受託者が履行確認をしている。 ③モニタリングとして、定例会議を実施し、作業内容や実施状況等の確認を行っている。 ④再委託先の従事者名簿及び名札着用等は実施済。来庁者記録簿は実施済。 ⑤定例会議により不適合内容を確認するとともに、改善対策を考察している。

(10) 総合教育部おいしい給食課

枚方市小中学校給食管理運営システム運用業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
36	サービス品質保証協定の締結について 〔報告書175ページ〕	○本業務の仕様書には「サービス品質保証協定」を締結するとされているが、実際には、枚方市と受託者との間で「サービス品質保証協定」が締結されていなかった。今後は漏れなく締結することとされたい。	おいしい給食課	受託者とサービス品質保証協定を締結した。また、令和6年度10月の更新時には、仕様で提出を求められることとする書類について、チェックリストを作成し、提出漏れがないか確認できる体制を取っている。
37	個人情報保護に関する誓約書の提出について 〔報告書175ページ〕	○本業務は個人情報仕様書を添付して契約が締結されているが、個人情報保護に係る誓約書(保護責任者1名、作業従事者12名)が提出されていなかった。受託者から漏れなく提出を受けるようにされたい。	おいしい給食課	受託者から個人情報保護に係る誓約書(保護責任者1名、作業従事者12名)の提出を受けた。また、令和6年10月の更新時には、仕様で提出を求められることとする書類について、チェックリストを作成し、提出漏れがないか確認できる体制を取っている。

第三学校給食共同調理場警備委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
38	部分払における請求書受領時の履行確認について [報告書179ページ]	○本業務では部分払を行っており、仕様書に、毎月、警備報告を提出する旨の定めがあるが、受託者は作成しておらず、おいしい給食課は受領しないままとなっていた。 ○毎月、警備報告を受領し、業務の履行を確認した上で、支払いを行う形をとるのが、本来のあり方であるため、今後は、確実に警備報告を受領するように改められたい。	おいしい給食課	受託者に未提出分の警備報告の提出を求め、提出されている。今後は警備報告を確認したうえで支払うよう徹底する。
39	部分払における請求書の枚数について [報告書181ページ]	○本業務では、受託者からの請求書が3枚(いずれも法人印の押印があるもの)提出されており、そのうち2枚はおいしい給食課で保管され、1枚は会計課で保管されるという扱いになっていた。 ○請求書原本が複数存在することは不適切な処理に用いられる可能性もあることから、提出を求める書類は原本1部のみとすべきである。	契約課	令和5年4月に、受注者から市に提出する必要があるとしていた文書について、提出を不要とするもの、必ず提出することを要するもの、監督職員の指示があれば提出するものに分類整理し、提出部数についても、1部又は原本と写しの2部に見直した。その上で、提出書類一覧表を契約課ホームページに掲載するとともに、庁内への周知も図った。この中で、請求書は原本及び写し1部の提出とした。

(11) 学校教育部学校教育室教育研修課(旧:教育研修担当)

GIGAスクールサポーター業務委託

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)
40	契約締結後における業務履行方式の変更について [報告書184ページ]	○本業務の業務履行方式のうち、「検証校方式」について、契約締結時に取り交わした業務委託仕様書には、全く記載がなく、事後に仕様書の変更も行われていないが、受託者が業務委託契約に基づいて提供しなければならない委託業務は何かという部分を少なくない範囲で変更しているものであり、契約当事者間で決定した事項を、書面により明確にしておく必要があったといえる。	教育研修課	仕様書にはスケジュールの予定を掲げていたが、契約後の協議時点にスケジュールが確定したため、契約当事者間で決定した内容を書面により明確にし双方で共有した。 今後も同様に対応する。